

## 労働組合と使用者とのトラブルの解決をサポートします！

県労働委員会は、労使交渉が進展しない、使用者から不当な取扱いを受けた場合等に、労働組合と使用者との労働問題解決のためのあっせん、不当労働行為の審査等を行っています。

※労働委員会は、公益委員（弁護士・大学教授等）、労働者委員（労働組合の役員等）及び使用者委員（会社、使用者団体の役員等）の3者で構成される公正・中立な行政機関です。

### ・連絡先

○労使紛争の調整（あっせん等）

調整課 （092）643-3980

○不当労働行為の審査、労働組合の資格審査

審査課 （092）643-3982

### ・労働委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roudouiinkai.html>